



控訴審の場で反撃しよう

3月7日秋田地裁判決を受けて



フリーライター 白井康彦

超不当判決じゃないか！

3月7日、秋田地裁で判決が出されました。私はこの裁判に猛烈にのめりこんでおり、この日も現地で見守りました。またも原告敗訴。地裁判決は原告側1勝7敗です。報告集会での原告、支援者、弁護団の皆様の発言ぶりからショックの大きさが伝わってきました。判決文を読んで、私も打ちのめされました。「超不当判決じゃないか」。

名古屋の自宅に帰った後で判決内容を精査。今度は「強烈に反撃しよう」と心に固く誓いました。秋田の皆様が今後、控訴審を闘います。私もできる限り協力します。前号1面で秋田の訴訟の様子を報告された虻川高範弁護士は、私の一橋大学の先輩です。というわけで、以前に秋田で物価偽装の講演をさせていただきました。物価の論点については狩野節子弁護士らが熱心に検討して、被告を追い詰めていました。

原告側から厳しい追及が！

2013年に厚生労働省が決定した生活扶助基準改定案では、第一の理由として「デフレ調整」が挙げられました。

厚労省は「生活扶助相当CPI」の2008年～2011年の下落率が4.78%だったとして、その下落率を基準切り下げ率に連動させました。一般世帯平均の代表的な消費者物価指数であるCPI総合指数の同じ期間の下落率は2.35%であり、4.78%という下落率は異常に大きいのです。各地の裁判所で原告側は「厚労省が意図的に下落率を膨らませた」と厳しく追及しています。

秋田地裁判決のおかしさ

秋田地裁では、被告側が超不当判決を導き出す論理を用意し、裁判官が乗っかりました。デフレ調整について「一般低所得世帯と生活保護世帯の消費水準の不均衡の是正が目的だった」と言い出したのです。「生活扶助基準が据え置かれていた間に一般低所得世帯の消費水準は落ち込んだ。その不均衡是正が目的だったのだから、4.78%という数字でもそんなにおかしくない」といった論理です。

そんな目的だったわけがありません。この不均衡の度合いを物価指数で測定することは不可能です。政府は以前、デフレ調整について物価スライドと同様な措置であるかのように説明していました。誰がどう考えても、通常の物価スライドと同じ手法です。「物価偽装」を隠蔽するための「デフレ調整実施理由説明偽装」。嘘を嘘で塗り固める悪辣な法廷戦術です。

学習して大反撃を

しっかり学習して大反撃に打って出しましょう。相手が勝負を決めようと左ストレートを打ってきた。ここが勝負所です。右クロスカウンターを炸裂させて相手をリングに沈めましょう。

新年度を迎えて

雨宮処凛（いのちのとりで裁判全国アクション共同代表）

この2年間、困窮者支援の現場は「野戦病院」のような状態が続いている。

「コロナで仕事を切られてアパートを追い出された」「一週間前に路上生活となり、もう数日間、何も食べていない」等々、支援団体には日々深刻な相談が寄せられる。半数以上が携帯がすでに止まっている状態で、20～40代が多い。また、女性からの相談も2割ほどを占める。

そんな人たちを、支援者は生活保護制度につなげている。私もこの2年間で何度も申請同行したが、所持金が100円を切り、路上で寒さに震えながら野宿生活をしていた人がホテルに泊まり（東京ではコロナ禍以降、住まいのない人が生活保護申請した場合、1ヶ月ほどビジネスホテルに滞在できる。交渉が必要）、久々にお風呂に入ってベッドで眠り、みるみる元気になる姿を見てきた。そうしてホテルにいられる間にアパートを探して転宅するのだ。このようにして、数年ぶりに「家のある生活」に戻った人がこの2年間、多くいる。「まさか自分が生活保護の対象だなんて思ってなかった」と口にする人もいる。「もし生活保護がなかったら、自殺してたと思います」。そんな言葉も多く聞いた。

生活保護制度があってよかった。この二年、どれほどそう思っただろう。一方で、保護基準引き下げによって生活が苦しく、炊き出しに並ぶ生活保護利用者も多い。

多くの人が貧困に晒されるコロナ禍だからこそ、「いのちのとりで裁判」の持つ意味は大きい。もっともって支援の輪を広げ、声を響かせ、届けていこう。



優生保護法で原告勝利の高裁判決

坂下共（いのちのとりで裁判全国アクション事務局）

この2月・3月に、旧優生保護法訴訟に関する大阪高裁、東京高裁の判決がありました。原告が勝ったこともあり、ニュースや新聞で見られた方も多いと思います。いのちのとりで裁判と同様、人権にかかわる大事な裁判です。この裁判は地裁段階では、原告敗訴が続いていましたが、高裁判決で大阪、東京と2回続いて勝訴したのです！

この裁判は、旧優生保護法に基づき、医学的根拠なく障害などを理由に、子どもを産めなくする強制不妊手術をされたことに対して、国の責任を求めるものです。なかには、法律で本人の同意が必要とされているものの、同意なく手術された人もいます。原告のなかには、今も手術の後遺症に悩まされていたり、家族に手術を受けたことをいえない方もいます。そうした原告の皆さんが、勇気を出して提訴し、強制不妊手術の違憲性を問うているのです。全国8地裁・1支部で25人の原告がいます（うち4人はすでに亡くなりました）。

大阪高裁判決は2月22日です。奇しくも、いのちのとりで裁判の1年前の大阪地裁判決と同じ日付です！また、東京高裁では、平田豊裁判長が、異



例かつ画期的な所感が述べられました。その一部をご紹介します。

控訴人（※原告のこと）には、自らの身体のこと、優生手術を受けたこと、本件訴訟を起こしたこと等によって、差別されることなく、これからも幸せに過ごしてもらいたいと願いますが、それを可能にする差別のない社会を作っていくのは、国はもちろん、社会全体の責任であると考えます。

（東京新聞 2022年3月12日付）

国は大阪高裁、東京高裁、いずれも上告しており、まだ訴訟運動は続いています。いのちのとりで裁判も6月25日に予定している第7回総会で、優生保護法裁判の関係者を講師に招く予定です。勝訴判決を引き出したとりくみにわたしたちも学びながら、これからの訴訟に活かしていきたいと考えます。

